（報告）

第十九条　法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあっては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　農薬等を集取した製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者（次号において「製造者等」という。）の氏名（法人（農薬原体を製造する法人を除く。）の場合にあってはその名称及び代表者の氏名、農薬原体を製造する法人の場合にあってはその名称。同号において同じ。）及び住所、農薬等を集取した日時及び場所、集取した農薬等の種類、名称及び量並びに集取した農薬等の検査の内容及び結果

二　（略）

2　（略）

（登録外国製造業者の通知手続）

第二十二条　法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならない。

様式第１号（第１条関係）

記

1～5　（略）
6　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
7　農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）
8　人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
9　生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
10～18　（略）

備考

1～3　（略）

4　「6　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～七　（略）

様式第12号（第12条関係）

記

1～5　（略）
6　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
7　農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

（報告）

第十九条　法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあっては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　農薬等を集取した製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者（次号において「製造者等」という。）の氏名及び住所、農薬等を集取した日時及び場所、集取した農薬等の種類、名称及び量並びに集取した農薬等の検査の内容及び結果

二　（略）

2　（略）

（登録外国製造業者の通知手続）

第二十二条　法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならない。

様式第１号（第１条関係）

記

1～5　（略）
6　農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
7　農薬の使用上の注意事項
8　人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
9　水産動植物に有毒な農薬については、その旨
10～18　（略）

備考

1～3　（略）

4　「6　農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～七　（略）

様式第12号（第12条関係）

記

1～5　（略）
6　農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
7　農薬の使用上の注意事項